令　和　５　年　度

津　山　市　農　業　委　員　会

（８月定例会議事録）

令和５年８月１０日（木）１４時００分～
津山市役所　本庁舎２階　大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数１８名

出　席　委　員（１７名）

１．長森　健樹　　２．井家上　淑子　　３．山下　英男　　４．齊藤　主税
５．土井　京三　　７．甲田　勉　　８．坂本　弘治　　９．太田　裕恭
10．吉野　夏己　　11．藤木　祥史　　12．髙畑　亨　　13．植本　幸男
14．高山　武仁　　15．仁木　紹祐　　16．児玉　伸正　　17．大峪　毅
18．林田　繁隆

欠　席　委　員（　１名）
６．尾島　宏明

事　務　局（　８名）

尾埆　局長　　大田　次長　　定兼　主任　　上谷　主任　　北原　主任
小田　主任　　亀澤　主任　　大内　主事

議　　事

議案第　３４号　農地法第３条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第　３５号　農地法第４条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　３６号　農地法第５条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第　３７号　非農地証明願承認について

議案第　３８号　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第　３９号　農用地利用集積計画の承認について

その他

議　事　録

別　紙　の　通　り

（１４：００～）

尾　垰　局　長　　定刻が参りましたので、令和５年８月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員１８名中１７名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第６条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長　森　会　長　　猛暑が続いておりますが、大変お疲れ様です。新しく農業委員が任命されて、初めての定例会となります。皆様のご指導、ご協力をいただきながら農業委員会を運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに新任の委員の皆様もおられる最初の定例会ということで、何点かご連絡をさせていただきます。最初に、農業委員会は市町村が設置する行政委員会となります。従って農業委員の皆様は行政委員となり、非常勤特別職の公務員となります。農業委員会としての業務はもちろんですが、一般市民に疑惑を招くような行動や、金銭の授受等厳に慎んでいただきますように、よろしくお願いいたします。次に、地域計画の策定についてですが、目標地図の作成ということで５年後、１０年後を見据えて守るべき農地とそうでない農地との色分けをしていくという作業があります。作成につきましては担当区域の農業委員、推進委員の皆様が十分連携を取っていただき、農業委員会室を活用していただきながら、各担当地区を目安に協議の場をもっていただけたらと思っています。次に、農地の荒廃が進んでおり、非農地関係が多く申請されています。非農地関係についてはそれぞれ条件があるため、考慮していただき申請を受理していただくようお願いします。また非農地となりますと周辺の農地への影響も考えられますので、周辺の農地の所有者また地域の皆様、町内会、水利組合、土地改良区といった関係者の皆様とよく協議をしていただき判断をしていただけたらと思います。次に、活動報告についてですが、農業委員、推進委員の皆様の活動を見える化という目的で報告をいただいておりますが、農地パトロールや地域での相談事などをメモに取っていただき、活動報告として提出いただければと思います。最後に、デジタル化が進む中でタブレットの導入についてですが、来年度の予算要求に向けて事務局に働きかけております。台数が約６０台と多くなることも見込まれますので、単年度の事業としては難しいかもしれませんが、事務局と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上となります。会議が円滑に進行いたしますように、皆様方の特段のご配慮をお願いいたします。

先程開催された運営委員会の報告を山下委員よろしくお願いします。

山　下　委　員　　先ほど開催されました第５回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長　森　会　長　　ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。５番土井委員、７番甲田委員よろしくお願いします。

それでは、議案第３４号農地法第３条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　　それでは、議案第３４号の説明をいたします。

今回、津山地区から６件、加茂地区から３件、勝北地区から４件、久米地区から９件、合計２２件の申請です。議案書のページで申しますと、１ページから７ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

１－１についてですが、兵庫県神戸市の７９歳の男性から、押入の８１歳無職の女性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、委員より問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして１－２についてですが、大谷の７５歳の男性から、同じく大谷の社会福祉法人への、食育活動の推進のための所有権移転です。この社会福祉法人の農地法３条に係る許可につきましては、農地法施行令第２条各項における不許可の例外として、教育、医療又は社会福祉事業その他の営利を目的としない法人（いわゆる特定非営利活動法人）については、その取得後において当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には許可できることとなっております。そのため、審査基準である業務の運営に必要な理由として、園児の食育への興味・関心を高める活動を推進する場として当該農地を利用していく旨が記載された利用計画書の添付をうけております。

続きまして１－３についてですが、岡山市北区の６４歳の男性から、八出の５４歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして１－４についてですが、上之町の８６歳の女性から、国分寺の７３歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして１－５についてですが、岡山市中区の６７歳の女性から、山北の６３歳会社員の女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして１－６についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電施設となります。また、地上権設定の許可基準は、農地法第３条第２項ただし書きにおいて第２項各号の判断基準の審査は不要となっており、地上権設定後に当該申請地が適切に耕作できるかどうかがその基準となります。この案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

以上、津山地区の申請６件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）　続きまして、加茂地区の説明をいたします。

２－１・２－２・２－３の３件についてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。

２－１の譲渡人は倉敷市福田町の７３歳の男性、２－２の譲渡人は加茂町青柳の７６歳の女性、２－３の譲渡人は加茂町青柳の８７歳の女性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請３件は全て、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）　続きまして、勝北地区の説明をいたします。

４－１についてですが、久米郡美咲町に事務所を置く合同会社から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして４－２についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本店を置く株式会社への地上権設定です。これは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。この案件につきましては、権利が設定される農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

続きまして４－３についてですが、瀬戸内市長船町の７５歳の女性から、原の５

７歳会社員兼農業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして４－４についてですが、下野田の６５歳の女性から、大谷の４７歳会社役員の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

以上、勝北地区の申請４件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）　続きまして、久米地区の説明をいたします。

５－１についてですが、坪井上の７８歳の女性から、同じく坪井上の８０歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして議案書５ページの５－２、５－３、議案書６ページの５－５、５－６、５－７、議案書７ページの５－９についてですが、申請内容が同一のため、一括して説明します。この６件についてですが、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人から、香川県高松市に本社を置く株式会社への地上権設定です。これらは、譲受人が営農型太陽光発電施設を譲渡人の農地の上部空間に設置するため、地上権を設定するものです。これらの案件につきましては、権利が設定される農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えております。

続きまして議案書５ページに戻っていただいて、５－４についてですが、中北上の８１歳の男性から、同じく中北上の３２歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして議案書６ページ、５－８についてですが、大阪府豊中市の７７歳の男性から、一色の６６歳農業の男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請９件は、農地法第３条第２項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第３４号の説明は以上です。

長森会長　ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

甲田委員　７番甲田です。

１－１についてですが、譲受人は以前から自宅の隣地である申請地にて家庭菜園を営んでおりました。今回農地法の一部改正により下限面積が撤廃されたことによる申請となっております。引き続き野菜を作付されると聞いております。特に問題はないと思います。

坂本委員　８番坂本です。

１－２についてですが、事務局からの説明でもあったように、不許可の例外事項として内容を確認しましたが問題ないと思います。

１－３及び１－４についてですが、適正な農地の管理をされておりますので、問題ないと思います。

林田委員　１８番林田です。

１－５についてですが、先ほど事務局からの説明のとおり、８月３日に農業委員会会議室において面談を行いました。所有者は市外に在住であり農業を営むことはできません。今回譲受人が新規就農として農業をされるということです。申請地については推進委員と確認をしました。実際にまだ作付されていませんでしたが、荒廃していた農地を綺麗に刈り込みしており、今後新規就農者として意欲を示されていると思います。

１－６についてですが、事務局からの説明のとおりで問題ありません。

山　下　委　員	３番山下です。 ２－１及び２－２、２－３についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
齊　藤　委　員	４番齊藤です。 ４－１についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。久米地区についても担当委員と相談したところ、問題ないということでした。 ４－２についてですが、申請地の隣はぶどう園を営まれており、太陽光が出来ても特段支障がないと思っております。
土　井　委　員	５番土井です。 ４－３についてですが、県外から移住された方が宅地を購入された際に、農地が付随していたということで新規就農の申請をされたものです。家庭菜園を当面は営まれるということで、面談も行っております。 ４－４についてですが、譲受人は外国の方で移住者になります。息子さんが勝央町にて農業をされており、現在はお手伝いをされているということです。所有する農地がないため、新規就農者として申請がありました。申請地において、ビニールハウスによる有機無農薬野菜をされるということで、当面は自家消費をし、軌道に乗れば出荷していきたいということでした。
植　本　委　員	１３番植本です。 ５－１についてですが、申請地が譲受人の自宅の隣地であり、適正に耕作されており問題ありません。 ５－２、５－３、５－５、５－６、５－７についてですが、営農型太陽光であり現地を確認し問題ないと思います。 ５－４についてですが、お孫さんへの贈与ということで問題ないと思います。 ５－８についてですが、現地を確認し、適正に管理されております。
大　埆　委　員	１７番大埆です。 ５－９についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
長　森　会　長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 それでは次に議案第３５号農地法第４条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。
事務局（勝北）	議案第３５号の説明をいたします。 今回、勝北地区から１件の申請です。議案書のページは８ページです。それでは、議案書をもとに説明をいたします。 ４－１番・市場の田、2,518㎡の件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設です。転用事業者は、市場にお住まいの男性です。高齢の為、農地としての管理が労力的に難しく、申請地は休耕中です。将来のことを考え、管理が比較的簡単で収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。 転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。 議案第３５号の説明は以上です。
長　森　会　長	ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

齊　藤　委　員　４番齊藤です。

４－１についてですが、山の谷間にある農地であり、水稲も中々できない場所であり、太陽光も致し方ないと思います。

長　森　会　長　ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第３６号農地法第５条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）　それでは、議案第３６号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転４件、賃貸借権設定２件、使用貸借権設定３件、勝北地区から賃貸借権設定１件、久米地区から所有権移転１件、賃貸借権設定６件の合計１７件の申請です。議案書のページは９ページから１４ページです。

１－１番・野介代の田、550㎡、所有権移転についてです。

農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、分譲宅地３区画です。転用事業者は東一宮に本店を置く資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近は、北側は側溝を新設し、東・南・西側は土留め壁を設ける計画になっています。また、雨水については、新たに設ける側溝及び沈殿マスで処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－２番・林田の田、1,416.72㎡、賃貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は店舗で、施設の概要は、店舗１棟及び露天駐車場です。転用事業者は、東京都千代田区に本店を置く資本金の額３０億円の株式会社で、主な事業は建物リース業です。転用にあたり、境界付近は、北・西側は既存の側溝があり、東・南側は土留めブロック等を設ける計画になっています。また、雨水については水勾配をとり側溝に排水し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－３番・小田中の畑、492㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造２階建て全高約7.4ｍの居宅１棟及びカーポート１棟で、建ぺい率は27.1％です。転用事業者は、院庄にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供が生まれて手狭になってきたため、妻の両親の家の隣地を借り受け居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わず、雨水については既存の側溝及び自然浸透で対応する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。笠松町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－４番・志戸部の田、163㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.4ｍの居宅１棟及び露天駐車場で、建ぺい率は37.9％です。転用事業者は、志戸部にお住いの男性です。現在アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、親族の所有する申請

地を借り受け居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近は、西・南側はコンクリート擁壁を設置し、雨水については敷地内に新設する水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－５番・勝部の雑種地、９３㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の詳細は露天駐車場です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用事業者は、現況と公図の境界が相違していたため、現況に合わせて露天駐車場の整備をしており、この度是正のため転用の申請地をするものです。転用にあたり、境界付近は、角フリュームが設置してあり、雨水は側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する状況であることを確認しています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－６番・下高倉西の雑種地・道路、1,182㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第１種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は下高倉西に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業はサービス業です。転用事業者は、施設拡張のため申請地を整備しましたが、農業委員会の指摘により違反転用であることに気がつき、この度是正のため申請を行うものです。転用にあたり、境界部分については安定した法面があり、進入路部分はコンクリート舗装をしています。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状となっていることを確認しています。下高倉西２区町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第１種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存の施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

１－７番・八出の畑、352㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高約5.2ｍの居宅１棟で、建ぺい率は22.1％です。転用事業者は、高野本郷にお住いの女性です。現在アパートに住んでおりますが、新規就農にあたり農作業の効率化を図るため、所有農地の隣接地に居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり境界部分には、安定した法面があり、雨水については北側に側溝を設け、既存の沈殿升に接続し排水する計画になっています。また、生活雑排水については、合併浄化槽で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－８番・河辺の田、1,716㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第３種と判断しています。転用目的は、分譲宅地６区画です。転用事業者は横山に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近はＬ型擁壁等を設置し、雨水については敷地内に側溝を設け既存水路に接続し排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第３種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

１－９番・上田邑の田及び畑、2,213㎡の内、0.73㎡の賃貸借権設定の件についてです。これは、議案第３４号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置の

ための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和５年９月１日から令和１５年８月３１日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額１億円の株式会社で、主な事業は発電業です。

転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（勝北）　続きまして、勝北地区の説明をいたします。

４－１番・市場の田、2,014㎡の内0.72㎡の賃貸借権設定の件についてです。これは、議案第３４号と関連した申請となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和５年９月１日から令和１５年８月３１日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額１億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。また、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）　続きまして、久米地区の説明をいたします。

５－１番から５－６番をご覧ください。５－１番・坪井下の田、1,222㎡の内0.65㎡、５－２番・同じく坪井下の畑、662㎡の内0.38㎡、５－３番中北下の田、1,573㎡の内0.65㎡、５－４番・同じく中北下の田、1,573㎡の内0.74㎡、５－５番・同じく中北下の田、1,693㎡の内0.67㎡、５－６番・久米川南の田、1,982㎡の内0.75㎡、いずれも賃貸借権設定の件について、譲渡人、譲受人及び転用目的等も同一であるため、一括して説明します。また、この６件につきましては、先ほどの議案第３４号と関連した申請となっています。農地区分は、５－３番については第２種、その他は農用地区域内にある農地のため農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分等についての一時転用で、転用期間は営農者が認定農業者であるため、令和５年９月１日から令和１５年８月３１日までです。転用事業者は、香川県高松市に本店を置く資本金の額１億円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、大きな造成を行わないため、土砂流出の恐れは少ないものと考えます。雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、下部の農地における営農計画書及び営農への影響の見込み書などが添付されております。農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮説工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、５－７番・宮尾の田、2,133㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第１種、第３種に該当しないため、第２種と判断しています。転用目的は、事務所で施設の概要は木造平屋建て全高5.5mと5.2mの２棟及び露天駐車場です。転用事業者は、細工町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産業です。転用事業者は、事務所を建築し、法人２社に貸し付けるために

転用を行うものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。才の鼻水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。ほかに代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第３６号の説明は以上です。

長　森　会　長　ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。

坂　本　委　員　８番坂本です。

１－１についてですが、当初提出された図面について不安な部分があり、追加の資料を提出されて申請に至った案件になります。書類等に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

１－２についてですが、精査した上で問題ないと判断しております。

１－３及び１－４についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

１－５の追認案件ですが、譲受人が宅建業者ということで顛末書も提出し、指導もしております。内容を理解された上で申請に至っている案件となり、特に問題ないと思います。

高　山　委　員　１４番高山です。

１－６についてですが、８月４日に推進委員と現地調査を行いました。福祉施設の進入路と職員用の露天駐車場ということで、周囲に悪影響もなく問題ないと思います。

坂　本　委　員　８番坂本です。

１－７についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

１－８についてですが、分譲地ということで設計等々精査をし、特に問題ないと判断しております。

林　田　委　員　１８番林田です。

１－９についてですが、議案第３４号で審議された３条の関連議案となります。事務局の説明のとおり特に問題ありません。

齊　藤　委　員　４番齊藤です。

４－１についてですが、議案第３４号で審議された３条の関連議案となります。隣地が山とぶどう園ということで特に問題ないと思います。

植　本　委　員　１３番植本です。

５－１から５－５についてですが、議案第３４号で審議された３条の関連議案となります。特に問題ないと思います。

大　峪　委　員　１７番大峪です。

５－６についてですが、議案第３４号で審議された３条の関連議案となります。特に問題ないと思います。

５－７についてですが、国道沿いに店舗が出来るということで、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

長　森　会　長　事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続いて議案第３７号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

井家上委員　２番井家上です。

１－１についてですが、昭和５１年頃に居宅を建てたということですが、リフォームを考えられており、その際に自宅敷地内に３カ所農地が残っていることが判明

したものです。以前は畑をされていたようですが。最近では倉庫や駐車場として利用されており、農地の形態ではないということで、この度のリフォームに伴い是正するものです。何度か現地に推進委員と出向き、農地の現況と作業の様子を確認しております。問題ないと思います。

仁　木　委　員　１５番仁木です。

１－２及び１－３についてですが、この申請者同士は隣地であり、農地も隣接しております。稲作にて農地管理をされており、地域の保全活動も積極的に参加されております。１－２についてですが、資材や機械の出入りがあり、資材置き場として利用されている所が農地として残っておりました。１－３についてですが、現状では雑種地となっており特に問題ないと思います。

長　森　会　長　１番長森です。

１－４についてですが、先月推進委員と現地を確認しました。庭や家の一部になっており、致し方ないと思います。

長　森　会　長　筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第３８号耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。

坂　本　委　員　８番坂本です。

１－１についてですが、農地への進入路も山林化している状況であり、農地復旧も困難な状況で、致し方ないと思います。

甲　田　委　員　７番甲田です。

１－２についてですが、申請地は周りが雑種地で囲まれており、農機具も入らない場所であるため、長く耕作されておらず原野化したもので致し方ないと思います。

１－３についてですが、申請地は長年農地として使用されておらず、雑草が繁茂し原野化したもので致し方ないと思います。

山　下　委　員　３番山下です。

２－１及び２－２、２－３についてですが、８月４日に会長、会長代理、委員、推進委員、事務局において現地確認を行いました。山林原野化しておりやむを得ないと判断しております。

２－４についてですが、豪雨による災害で土砂崩れが起き、水路や農地の境界が分からなくなり原野化したということでやむを得ないと思います。

２－５についてですが、２－４の隣地となり同様の状況となりやむを得ないと思います。

児　玉　委　員　１６番児玉です。

２－６についてですが、８月４日に会長、会長代理、委員、推進委員、事務局において現地確認を行いました。何十年も耕作されておらず、山林原野化しておりやむを得ないと判断しております。

２－７及び２－８についても同様で、農地復旧は難しいと判断しております。

長　森　会　長　ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

＊

ありません。

長　森　会　長　異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして、議案第３９号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明

	をお願いします。
事　　務　　局	議案第３９号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、２０ページから２３ページです。２０ページ、２１ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区４件、勝北地区１件、久米地区２件の合計７件、所有権移転によるものが勝北地区１件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第３９号の説明は以上です。
長　森　会　長	議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。
＊	ありません。
長　森　会　長	ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。
事　　務　　局	次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、９月の定例委員会ですが、令和５年９月１１日月曜日の任命式において詳細はお伝えさせていただきます。
長　森　会　長	ありがとうございました。それではこれをもちまして定例会の審議を終了いたします。

（１４：４５終了）

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会　長　　長 森　健 樹

署　名　委　員